平成24年1月16日
第42号

大橋川出張所便り

国土交通省　出雲河川事務所

●不法投棄（１０月～１２月）について

平成23年10月1日～12月31日において、河川巡視によって確認した大橋川出張所管内の不法投棄件数は5件と、前年の同じ時期（13件）と比べて半分以下でした。

【不法投棄の一例】

～担当者からひとこと～

美しい宍道湖・大橋川・中海の景観を守るため、不法投棄はやめましょう。
不法投棄は犯罪です！！河川へゴミを捨てる行為は「河川法施行令」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令で厳しい罰則規定が設けられています。

・『河川法施行令（第16の4）、罰則（第59条）』
　3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
・『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）、罰則（第25条）』
　5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

発見された方は、お手数ですが、お近くの出張所までご連絡をお願いします。

大橋川出張所管内の不法投棄件数内訳
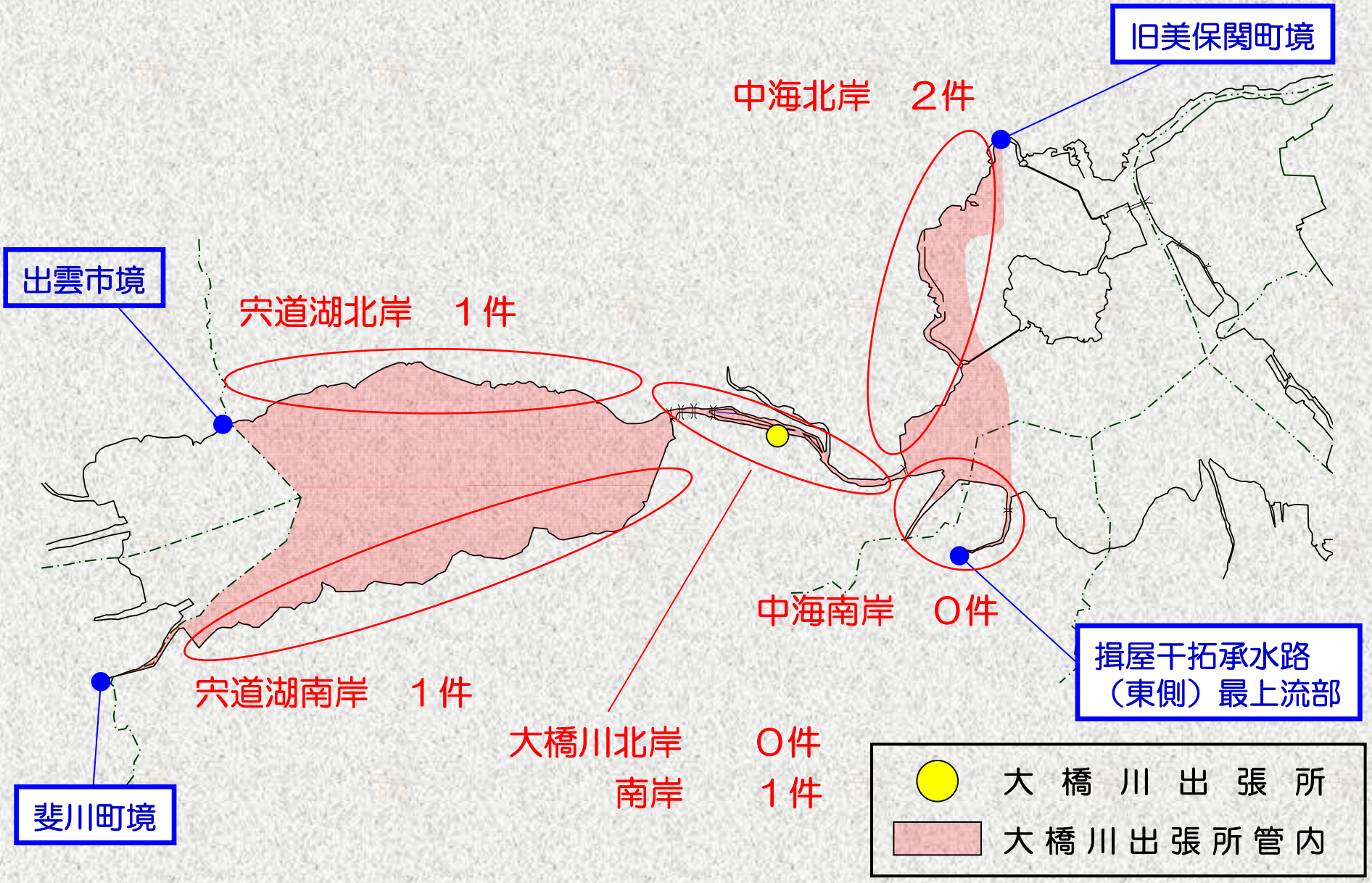
（集計期間：平成２３年10月1日から12月31日）